

岩倉市議会基本条例逐条解説

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 議会及び議員の責務と活動原則（第4条～第9条）

第3章 市民と議会の関係（第10条・第11条）

第4章 議会と市長等の関係（第12条～第16条）

第5章 議会運営（第17条～第22条）

第6章 議会事務局の体制整備（第23条）

第7章 災害時の対応（第24条）

第8章 議員の政治倫理（第25条）

第9章 補則（第26条・第27条）

附則

岩倉市議会は、地方自治の本旨に基づき、市民からの直接選挙で選ばれた代表としての自覚と責任のもと、絶え間ない自己研鑽^{けんさん}により資質の向上に努め、市民からの信託に応える公平・公正・透明な開かれた議会運営の追求に努めなければならない。

そのためには、唯一の議決機関として、二元代表制の意義を理解し、議会本来の役割である行政監視、政策立案等を遂行する中で、市長との一定の緊張関係及び市民との適度な緊張感を保ちつつ、民意を掌握することを怠らず、あらゆる選択肢の中から、「より良い市民生活・市民福祉・市政発展」をめざすとともに、市民参加を促進し、地方自治のさらなる発展及び向上に努めなければならない。

これまで、多くの諸先輩の絶え間ない民主主義の追究の証しとして積み重ねてきた「岩倉市議会慣例及び実例集」等により、透明性の確保に努めてきた。

この度、議会の最高規範となる岩倉市議会基本条例の制定に当たり、本市の歴史・伝統・文化を大切に育み、次世代に継承していくまちづくりとして「小さなまちから大きな夢を」とうたっている市民憲章の理念を追求し、さらなる議会改革を市民にわかりやすく示すことで、岩倉市議会の不退転の決意を宣言する。

【解説】

岩倉市議会の議会改革について不退転の決意を条例により示したものであり、その実現のための最高規範として本条例を制定することを宣言したものです。

「前文」

「前文」は、法令の題名（目次があるときは、目次）の次に置かれ、その法令の制定の趣旨、目的、基本原則等を述べるものです。その法令の制定の理念を強調する必要がある場合に置かれることが多く、特に「基本法」に見られます。

「二元代表制」

地方公共団体の執行機関としての市長と、議決機関としての議会の議員を、ともに市民の直接選挙で選ぶことにより、それぞれが市民の代表機関としてその権限を担い、相互の均衡と調和を図るとする組織原理であります。

日本国憲法第93条第2項の規定を受けたものであります。

※執行機関＝市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

それぞれの執行機関が独立した権限を持ち、一つの機関への権限集中を避けることにより、民主的な行政が行われるシステムとなっています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会と議員の基本理念及び基本的事項を定め、二元代表制のもと議会と議員の役割を明らかにすることにより、市民と共に議会の活性化を図り、より良い市民生活、市民福祉及び市政発展に寄与することを目的とする。

この条例の目的は、地方公共団体の一翼を担う議会と議員の担うべき役割を明文化するとともに、市民に議会を理解していただき参加していただく礎を築くことにあります。

※「市民福祉」の「福祉」は、高齢者福祉、児童福祉、福祉施設、社会福祉法人等、社会保障、社会援護などの狭義の福祉を指すものではなく、より広い、住民全体の利益、地域における公共の利益を指すものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、監査委員、農業委員会の会長及び固定資産評価審査委員会の委員長その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は委嘱を受けた者をいう。
- (2) 本会議等 本会議及び委員会をいう。
- (3) 委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。
- (4) 請願 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第124条に規定する請願をいう。
- (5) 陳情 岩倉市議会会議規則（昭和46年岩倉市議会規則第2号）第100条に規定する陳情をいう。
- (6) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- (7) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

第1号中の「市長」は、個人ではなく、執行機関としての地方公共団体

の長を意味しています。

第6号は、特に災害の定義を明確にするため、災害対策基本法の定義を引用させていただきました。

(基本原則)

第3条 二元代表制の一翼を担う議会は、市の基本事項を議決する団体意思の決定機能を持ち、執行機関を監視及び評価する機能を堅持する必要性から、独立機関として対等の立場でなければならない。

バランスのとれた市政の運営を行うために、予算執行する権限を担う市長と、予算規模の適正及び内容の妥当性を審査・評価する議会が対等の立場であることを定めています。

第2章 議会及び議員の責務と活動原則

(議会の責務と活動原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 公正性、透明性等を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 市の条例、規則等に対し、常に検証を行うこと。
- (4) 市民の傍聴意欲が高まるように、わかりやすく工夫した議会運営を行うこと。

市民に信頼され、市民とともに歩む議会であるための原則を掲げています。

(議員の責務と活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高めて、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

第1号では、少数意見も尊重し、合議により結論を導き出すための手法として議員相互間の自由な討議を重んじることを定めています。また、第2号及び第3号では、市民の目線で活動し、市民の代表として全体の利益を求める姿勢を定めています。

(議員研修の充実強化)

第6条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

議会がその活動の質を高めるために、議員の自己研鑽のための研修について、議会として取り組む姿勢を定めています。

(議会図書室の充実)

第7条 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。

法第100条第18項及び第19項の規定により、議会図書室の適正な管理と機能の強化に努めることについて定めています。

(会派)

第8条 議員は、会派を結成することができる。

2 会派は、共通の理念を持つ集合体であって、政策立案又は提案を行うための調査研究に努めなければならない。

共通理念を持った議員の集団を会派と規定し、会派として、政策立案又は提案を行うための調査研究に努めることを定めています。

(政務活動費の執行及び公開)

第9条 会派又は議員は、政務活動費の執行に当たっては、岩倉市議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年岩倉市条例第6号)を遵守し、その政務活動費の使途及び調査研究その他の活動の結果については、市民に積極的に公開し、説明責任を果たさなければならない。

議員が政務活動費を執行するに当たっては、議員一人当たり年額18万円を交付しており、その収支報告は1円以上の領収書を添付し、費用の根拠、使途、調査研究の結果について公表することを義務付けています。

なお、岩倉市議会政務活動費の交付に関する条例第4条及び第5条において、

残金が生じた場合は、返還しなければならないことになっております。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第10条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。ただし、法に規定する秘密会を除く。

2 議会は、法の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 議会は、岩倉市議会サポーターを設置し、市民から要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営に反映させるものとする。

5 議会は、市民等との意見交換の場を設けるものとする。

議会活動の情報発信、全ての会議の原則公開、市民との意見交換の場を積極的に持つなど、議会への市民参加と市民との連携のあり方を定めています。

(広報広聴機能の充実)

第11条 議会は、議案等に対する議論及び各議員の態度を議会広報、岩倉市議会ホームページで公表するなど、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、多様な広報広聴手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つように努めるものとする。

審議の内容・経過を含め、議会運営全般にわたっての情報を市民にわかりやすく周知するよう努めなければならないことを定めています。また、インターネット等を始めとする情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段を活用することにより、更に多くの市民が議会や市政に対して関心を持っていただけるように広報活動に努めることを定めています。

第4章 議会と市長等の関係

(議会と市長等の関係)

第12条 議会は、市長等の監視及び評価を行い、次に掲げるところによ

り、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、原則一問一答の方式で行うものとする。
- (2) 議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。
- (3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合においては、文書により回答を求めるものとする。
- (4) 市長等は、議員から要請等があった場合において、両者の関係の透明性を図るため必要と認めるときは、当該要請等を文書により行うよう求めることができる。

第1号は、審議に当たって市民に論点を理解していただくために、一問一答方式によることを定めています。

第2号は、本会議・委員会に置いて、市長等から議員への反問権の付与を定めています。

第3号は、市長が行おうとする市政運営をより深く理解するために行う文書質問のあり方を規定し、この場合、市長等からの回答は文書とすることを定めています。

第4号は、議員から要請を行った場合、両者の透明性を確保するために、要請、質問の文書による提出要求を市長等に与えたことで、口利き、パワーハラスメントを抑止することとしています。

(議会審議における論点情報の形成)

第13条 議会は、市長が提案する政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源と提案に至るまでの経緯
- (2) 政策効果等
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置

市長が政策を提案する場合、議会が6項目の条件を示すように求めることにより、政策の公正・透明性を確保し、議会審議での論点を明確にするとともに、政

策水準の向上をめざすものです。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第14条 議会は、市長が予算及び決算を議会に提出する際は、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を求めるものとする。

予算、決算の審議においても、市長に、第13条の規定に準じ、説明資料の作成と提示を求めることを定めています。

(資料の提出その他の協力)

第15条 議会は、自らの政策形成並びに市政及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長等に対し、文書により、資料の提出又は説明その他必要な協力を求めることができる。

従前は、議員が個々に市長等に資料要求をしていましたが、公正・透明性を確保するために、議会として文書により資料の提出を求めることにしたものです。

(法第96条第2項の議決事件)

第16条 法第96条第2項の議会の議決すべきものは、市政における重要な計画等の決定に当たり、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更その他議会が必要と認め、市長等が認めたものとする。

地方自治法では、法律により必ず議決しなければならない事項以外のものについても、条例で定めることにより、議決事項とすることができると規定されています。

平成23年5月の地方自治法の改正で、基本構想が法律による議決事項から外されたため、それに併せて条例に規定しています。

その他議会が必要と認めたものとは、市の重要な計画などが想定されます。

第5章 議会運営

(運営の原則)

第17条 議会は、市民に開かれた運営を行うものとする。

2 議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。

- 3 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。
- 4 議会は、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。
- 5 議会は、自らの改革に継続的に取り組むものとする。

市民に開かれた活発な議会運営の原則を定めています。

(議員定数)

第18条 議員定数は、本条例に沿った議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の定数を定める条例（平成14年岩倉市条例第18号）により定めるものとする。

議員の定数は、行財政改革の側面だけでなく、市が抱える課題や市の将来像とも関係します。また、人口、面積などが類似している団体との比較検討も必要です。

具体的な議員定数については、岩倉市議会の議員の定数を定める条例により定めています。

(議員報酬)

第19条 議員報酬は、本条例に沿った議員の責務を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年岩倉市条例第8号）により定めるものとする。

- 2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、市政の現状、課題、将来予測等を十分考慮し決定する。

議員の報酬は、岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例により定めています。

報酬の改正においては、岩倉市特別職報酬審議会での意見を受け、最終的には議会において十分考慮し決定することを定めています。

(議長及び副議長)

第20条 議長は、議会を代表し、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務を統理し、並びに公平公正な議会運営に努めなければならない。

- 2 議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとする。

- 3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。

地方自治法に定められている議長に関する規定のほか、岩倉市議会における議長及び副議長の役割を明確にしたものです。

(委員会の運営)

第21条 委員会は、所管に関わる市政の課題について、議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。

- 2 委員会は、その意思決定に当たり、市民等の意見聴取に努めるとともに、委員相互間の自由な討議を行うものとする。

- 3 委員会は、議会の閉会中においても、市民等との情報共有及び意見の聴取のため、必要に応じて意見交換等を行うように努めるものとする。

- 4 委員長は、委員会の十分な討議を保障し、公平公正な委員会運営に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。

市民に開かれた委員会の運営原則を定めるとともに、委員長の役割と責任を定めています。

(代表質問、委員会代表質問及び一般質問)

第22条 会派を代表する議員は、市長の所信表明及び施政方針に対して代表質問を行うことができる。

- 2 常任委員会を代表する議員は、所管事項の政策提案を積極的に行うため、委員会代表質問を行うことができる。

- 3 議員は、議案以外の質問を行うことにより、市長等の政治姿勢をたずねなど、市政発展のために積極的な提起の場として一般質問を活用し、今後の課題を明確に示さなければならない。

代表質問、委員会代表質問及び議案以外の事項について行う一般質問の位置づけを明確にしています。

第6章 議会事務局の体制整備

(議会事務局の機能)

第23条 議会事務局は、議長の統理する事務を遂行し、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割及び法務機能を担うものとする。

- 2 議会は、議会事務局の機能を強化するため、その体制の整備に努めるものとする。
- 3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ市長と協議を行うものとする。
- 4 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心掛け、行動するものとする。

地方自治法の規定により設置されている議会事務局の役割を定めています。
本条例の目的を遂行するためにも、議会事務局の機能強化は重要であり、そのための体制の整備に努めることを定めています。また、議会事務局職員は議員と共に、専門的知識及び経験を有する者の活用や研修などを通じて議会改革に取り組むことを示しています。

第7章 災害時の対応

(災害対応)

第24条 議員は、市民の生命及び財産を災害から保護するため、災害対策本部と共に防災活動を実施する。

- 2 議員は、災害が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに災害対策本部と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。
- 3 議員は、災害対策、人命救助等に関わる各種講習会には積極的に参加し、知識技能の習得に努めなければならない。
- 4 議長は、災害が発生した場合においては、速やかに議会を開催し、予算審議、関連条例等に対応し、地域住民の協力を仰ぎ、1日も早い復旧に尽力するとともに、市民生活の安定維持に努めなければならない。

災害時における議会の役割と議員の活動を定めることにより、市民生活の安定維持を目指すものです。

第1項は、市が設置する災害対策本部と共に防災活動を行うことを定めています。

第2項は、議員が地域情報を把握し、災害対策本部と情報を共有することにより、災害の未然防止に努めることを定めています。

第3項は、議員個人が災害に関する知識や技能の習得に努めることを定めています。

第4項は、災害が発生した場合における速やかな対応としての議長の役割を定

めています。

第8章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第25条 議員は、高い倫理観が求められていることを自覚し、主権者である市民の厳粛な信託を受け、市民全体の奉仕者として、公正、誠実、清廉を基本として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。

議員の政治倫理の規範を定めています。

平成24年に、過去の反省に立って定められた岩倉市政治倫理要綱を「岩倉市議会議員政治倫理条例」として制定しました。

第9章 補則

(他の条例等との関係)

第26条 この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に反してはならない。

本条例が議会に関する条例等において、最高規範性を持つことを定めています。

(検証及び見直し)

第27条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、特別委員会において年1回以上検証するものとする。

2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め、特別委員会において適切な措置を速やかに講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

本条例の目的が達成されているか否かの検証を年1回以上行うことを義務付け、必要に応じ改正等を行うことを定めています。

第3項は、改正に当たって、市民への説明責任を果たすため、改正理由など詳細を説明しなければならないと定めています。

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第5号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（岩倉市議会議員政治倫理条例の一部改正）

2 岩倉市議会議員政治倫理条例（平成24年岩倉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成30年3月26日条例第24号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。